

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十四第

行發日一月七年一十和昭

論叢

地方税に適當なる税種……………法學博士 神戸正雄
 現下の土地問題と自作農創設事業……………經濟學博士 八木芳之助
 フィンヤア利子説の難點……………文學博士 高田保馬

時論

日濠貿易の危機……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

世界大戦前の日本朝鮮及滿洲の金爲替本位制……………經濟學士 松岡孝兒
 古典學派の貿易理論について……………經濟學士 松井清
 チューネンの人口論……………經濟學士 菊田太郎

說苑

市町村に於ける國政事務費……………經濟學博士 汐見三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

説苑

市町村に於ける國政事務費

沙 見 三 郎

第一 地方財政改善に關する内閣 審議會中間報告

内閣審議會は昨昭和十年に設けられ今昭和十一年に廢止せられ實に短期間の存在であつた。従つて其の內面的活動には相當の意義を認められるのであるが、外部に現はれたる活動としては内閣調査局編纂の「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告」が公けにせられたのが其の最も大なるものである。此の報告こそ岡田内閣の「現下の國情特に國民經濟振興の必要に鑑み中央地方を通ずる財政改善の根本方策如何」の諮問に對する内閣審議會の中間報告であり、且つ廣田内閣に於て馬場財政が第一目標として掲ぐる「中央財政地方

財政に電する根本的稅制改革」の出發點をなすものである。筆者は全體として本報告と意見を同じうするものであるが、細部に至つては更に一層の研究を積む必要ある事を認める。茲に「市町村に於ける國政事務費」に關し本報告より一步研究を進めたいのである。

地方費中に國政事務費が占むる割合が幾許に上つてゐるかと云ふ事は、それ自體重要なるのみならず、地方財政對策として獨立財源主義を採るべきか交付金主義を採るべきかの問題と密接なる關係を有してゐるから、簡單ながら論及する事とした。尙、本研究を進めるに際し内務省地方局より受けたる好意に對し感謝する次第である。本文に「中間報告」と云ふのは凡て内閣調査局編纂の「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告」の意味である事を斷つて置きたい。

第二 地方經費中の國政事務費

一 國政事務費と國庫補助費 我國地方團體の財政難の原因として種々のものが擧げられてゐるが、地方費中で國政事務費の占むる部分が相當大なるに拘らず

國庫より地方團體が受ける補助費が少い事を主張する人がある。中間報告により昭和九年の現状を示せば次の表を得る事が出来る。

第一表 國政事務費と國庫補助費(單位千圓)

	道府縣	市町村	計
國政事務費	四四〇、九四〇	五四七、四三二	九八八、三七二
國政事務費たる性質の濃厚なるもの	一九五、八九〇	三〇六、一六七	五〇一、〇五七
國庫一般會計より受くる補助費	六九、七七七	一三三、七三三	二〇三、五一〇
			*外、二、〇三三

*外書の數字は道府縣市町村に區分し難きもの

茲に「國政事務費」と云ふのは「委任事務費」と「費用負擔」と「吏員に對する委任事務費」との三者を包含し、廣義の國政事務費と云ふ事が出来る。「國政事務費たる性質の濃厚なるもの」とは狹義の國政事務費を指す。又「國庫一般會計より受くる補助費」の中には、道府縣に對するものと市町村に對するものとの區分の明瞭でないものがあるが、合計二億四百五十七萬圓に上る。内務省一般會計經常部よりの警察費連帶支辨金

市町村に於ける國政事務費

(二一、六七五、八二五圓)が道府縣に對する補助費の典型的のものであり、文部省一般會計經常部よりの小學校教員俸給分擔金(八五、〇〇〇、〇〇〇圓)が市町村に對する補助費の代表的のものである。

道府縣市町村が負擔する國政事務費は廣義にては九億八千八百三十七萬圓となり、狹義に解しても五億二百五萬圓に上る。然るに之に對し道府縣市町村が一般會計より受くる補助費は二億四百萬圓である。考へざるを得ない。

二 國政事務費の内容 國政事務費と云へば簡單明瞭であるが、何を國政事務費とし何を國政事務費にあらずとするかとなると、難問題に逢着するのである。茲に中間報告は廣義の國政事務費として比較的廣く國政關係の經費を集めると共に、更に狹義の國政事務費として比較的狭き範圍に經費を限定し、二段の構えで國政事務費を計上したのである。茲に中間報告に所謂「地方費中主要なる國政事務費」の推算額を第二表に掲げた。

第二表 地方費中主要なる國政事務費の推算額(單位千圓)

科 目	廣義の國政事務費		狹義の國政事務費	
	主 要 費 目	金 額	費 目	金 額
道府縣				
神 社 費	神 饌 料、幣 帛 料	二五〇	同 上	二五〇
教 育 費	師範學校費、中學校費 高等女學校費、實業學校費 圖書館費	二六、九六三	師範學校費、恩給及住宅 小學校教員加俸、補助 國道費	八、七二五 四一、二五七 一四、七三三 一四、七三三 一、二〇七
上 木 費	道陸橋梁費、治水堤防費 港 灣 費	九六、九二	河川費 砂防費	一四、七三三 一、二〇七
衛 生 費	各種傳染病豫防費 屠畜檢査費	一七、五〇〇	各種傳染病豫防費	六、六三六
社 會 事 業 費	救護費、少年救護院費 行路病人死亡人諸費 精神病院及同病者監護費	七、三一九	救護費 行路病人死亡人諸費 精神病院及同病者監護費	一、六六〇 五、〇〇八 二、〇〇八 五、六九
警 察 費	警察廳舍建築修繕費 官吏及待遇官吏に関する諸費 (他の科目に計上せるものを除く)	八五、二一六	同 上	八五、二一六
職 員 費		一四、〇八一	地方官々制、北海道廳官制、 警視廳官制、都市計畫委員 會官制に依る官吏の俸給	五、〇〇八
衆議院議員 選擧費	費用辨償、備品費 消耗品費、通信運搬費	四一	同 上	四一
諸達及揭示 費	公報發行費 揭示場費	八六	同 上	八六
都市計畫費	都市計畫地方委員會費 都市計畫專業費	一四、〇八三	都市計畫地方委員會費	一、二五六
道府縣廳舍費	道府縣廳舍建築費同修繕費	一、四三三	同 上	一、四三三

二、市町村

三、道府縣
市町村

計	勸業費	教育費	土木費	衛生費	勸業費	社會事業費	都市計畫費	役所役場費	警備費	總計
地方森林會費、 地方測候所費、各種試驗場費、 種畜場費、蠶業取締費、農林 水產物及商品檢查費、獸疫及 畜牛結核豫防費、害蟲驅除豫 防費、造林費、開墾及耕地整 理費、荒廢地復舊費	地方森林會費 地方測候所費	尋常小學校費、青年訓練所費	國道費	傳染病豫防費	同	同	同	同	同	五〇一、〇八一
五五七、四三二	八五、七六八	三〇九、七五〇	六六、九八四	二六、七〇〇	一九、八三二	九、〇四三	四八、八七九	四四、〇七九	一〇、一五五	二〇六、一六五
四四〇、九四〇	一五五、八九〇	二四七、二二九	三、五三三	一一、六六五	九、〇四三	—	—	—	—	—
九八八、三七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 金額は昭和九年度當初豫算額に依り特別會計を含む、但し衆議院議員選舉費は昭和七年度分、國道費は昭和八年度分、道府縣の職員費中、狹義の國政事務費は昭和六年度分に依る。

市町村に於ける國政事務費

第四十三卷

一四七

第一號

一四七

三 中間報告に於ける國政事務費の比率 第二表に於て廣義の國政事務費と狹義の國政事務費との絶對額を掲げたのであるが、此等國政事務費が地方費に占むる比率を計算して第三表を得たのである。

第三表 國政事務費の比率

	道府縣	市町村	計
地方費(百萬圓)	五九七	一、〇〇〇	一、八七〇
廣義の國政事務費(百萬圓)	四〇〇	五〇七	九〇八
狹義の國政事務費(百萬圓)	一五五	三〇〇	五〇五
廣義の國政事務費の比率(%)	七三・八	四〇・二	五・三
狹義の國政事務費の比率(%)	三・二六	二・三五	二・六五

此の比率は國政事務費を分子とし地方費を分母として得たる分數である。分子の側にある中間報告の國政事務費なるものが果して實質的のものであるか否かについては問題が存する所であり、或は再検討を必要とするのである。茲では専ら分母の側にある地方費について研究を進める。國政事務費が地方財政に加へて

る重壓を調査するに當つては、如何なる地方費を分母として採用すべきであらうか。

第三 市町村費中の國政事務費

一 市町村費の分析 國政事務費の比率を定める際に用ふる地方費については、道府縣財政の方が市町村財政の場合よりも簡單である。蓋し道府縣財政は普通經濟の外に特別經濟が少く財政の内容が單一化せられてゐるのである。之に反し市町村財政特に大都市財政には普通經濟の外に多數の特別經濟が存し、従つて地方費と云ふも極めて複雑なる因子を包含してゐるからである。現に昭和十年度東京市豫算を見るに、一つの普通經濟の外に十六の特別經濟（水道、質屋費、勞働賃金其他立替資金、公債償還金、職員貸付資金、火災共濟金、用品及工場、轉貸資金、土地區劃整理清算金、中央卸賣市場費、養育院、電氣軌道事業費、電氣供給事業費、乗合自動車事業費、電氣事業工場勘定及貯藏物品費、電氣研究所費）あり、大阪市も普通經濟の外に十四の特別經濟（水道費、電氣事業業務勘定、電氣

事業資本勘定、電氣事業用品勘定、高速鐵道建設費、港灣費、第二次築港費、都市計畫事業費、中央卸賣市場費、質舗費、商科大學費、受託事業費、火災保險填補基金、公債費）が存してゐる。故に、道府縣財政にあつては地方費を其儘に分母に用ひて國政事務費の比率を算定して先づ差支へがないが、市町村財政特に大都市財政にあつては地方費の算定につき再検討を必要とするのである。これ特に市町村費中の國政事務費を研究する所以である。

二 収入財政と支出財政と企業財政 公債の借替が行はれる今日に於ては、起債額が収入となり償還額が支出に加はり名義的に地方費を膨脹せしめるから、國政事務費の比率の算定に困難を生ずる事がある。然し此の現象は一時的のものとして之を無視するとしても、収入財政と支出財政と企業財政との區別は地方費算定に最も多く考慮を拂はねばならぬ。

財政を分つて収入財政と支出財政と企業財政との三つとする事が出来る。稅務關係の財政の如き、稅務官

吏の人員費に多少の經費を必要とするが、大局から見れば収入財政なりと云ふ事が出来る。之に反し小學校の財政は多少の収入を伴ふ事があつても、原則として支出財政と考へて差支ない。然るに公益企業の如き企業財政に於ては、少なからざる金額が支出にも収入にも跨り存し、支出財政と収入財政との中間物たるの觀を呈してゐるのである。大體論から云つて道府縣財政には企業財政が存せず専ら収入財政と支出財政とよりなつてゐるから、地方費そのものを分母として國政事務費の比率を算出しても大した差支が生じない。之に反し市町村財政特に市財政に於ては、電氣、瓦斯、水道、自動車等の公益企業に關する財政が混入してゐるから地方費を其儘に分母に用ひて國政事務費の比率を算定する事は不適當なりと云はねばならぬ。

三 企業財政の控除 國政事務費の比率問題は直接には支出財政と収入財政とに關係を有し企業財政との關係は極めて稀薄である。問題は、支出財政に於て地方團體が莫大なる國政事務費を背負ひ込んでゐるに拘

市町村に於ける國政事務費

らず、收入財政に於ては充分なる國庫補助費を受けず爲めに地方税を高めざるを得ない點に存してゐる。電車事業のコストの大小により或は地方税を増し或は地方税を減すると云ふ事があつても、これは本問題に間接の影響を及ぼすに止まる。茲に國政事務費と市町村費とを比較するに當り、電氣瓦斯水道自動車事業費を包含したる市町村費の外に電氣瓦斯水道自動車事業費を控除したる市町村費を算定する必要がある。第四表は、昭和九年の當初豫算の數字によつた。

第四表 企業財政を控除したる市町村費(單位百萬圓)

市町村合計	廣義の國政事務費		狹義の國政事務費		電氣瓦斯水道自動車事業費		企業財政を控除したる市町村費	
	地方費	國政事務費	地方費	國政事務費	地方費	國政事務費	地方費	國政事務費
六大都市	一六二	八	六六九	一四八	五三			
市 其他の都市	九〇	二四	一七〇	三五	一四四			
町 計	二五二	一三	八四〇	一七五	六六六			
村	二九五	一三	四六〇	六	四五三			
市町村合計	五四七	三六	一、三〇〇	二〇	一、二一九			

第四表を見ると地方費の中で電氣瓦斯水道自動車事業費にあてられる部分が、六大都市に於て二二・一%、其他の都市に於て一五・一%、都市全體に於て二〇・七

第四十三卷 一五〇 第一號 一五〇

%、町村に於て一・五%、市町村全體に於て一・三八%を示してゐる。

四 國政事務費の修正せられたる比率 國政事務費が市町村費に占むる比率を算定する爲めには分母たる市町村費の中より企業財政に屬するものを控除せねばならぬ。中間報告に現はれたる國政事務費の比率なるものは企業財政の混入したるものであるから之を修正する必要がある。茲に第五表に於て國政事務費が市町村費に占むる比率を算定するに當り、「中間報告そのままの比率」と「市町村費より電氣瓦斯水道自動車事業費を除きたるものに對し國政事務費の占むる比率」との兩者を掲げる事とした。前者を「修正せられざる比率」と名付け後者を「修正せられたる比率」と呼ぶ事とした。

第五表 國政事務費が市町村費に占むる比率(%)

市町村合計	廣義の國政事務費		狹義の國政事務費	
	修正せられざる比率	修正せられたる比率	修正せられざる比率	修正せられたる比率
六大都市	二四・一	三〇・九	一三・三	一七・〇
市 其他の都市	三・八	六・三	一四・三	一六・八
町 計	二九・九	三七・七	一三・五	一七・〇
村	二九・九	三七・七	一三・五	一七・〇
市町村合計	二九・九	三七・七	一三・五	一七・〇

町	六四・三	五五・二	四〇・五	四二・六
市	四三・二	四八・九	二三・五	二七・三
市町村合計				

中間報告に現はれたる修正せられざる比率によれば、道府縣に於て國政事務費が相當の部分をおめてゐるのに市町村に於ては大した數字でない様に考へられるが、修正せられたる數字によれば必ずしもそうでない事が判る。又企業財政を多分に含む六大都市財政に於ては、「修正せられざる比率」と「修正せられたる比率」との間には相當の距離のある事を發見するのである。かくて筆者は中間報告の比率の外に、更に新しく修正せられたる比率を考へたいのである。

第四 獨立財源主義と交付金主義

中央財政と地方財政とに通ずる根本的税制改革には二つの方針が分れる。一は獨立財源を地方團體に委譲する方法であり、他は財源をなるべく國家の手に收め國家の交付金によつて地方團體の財政を賄ふべしと云ふのである。本問題を決定する重要な要素は、地方費中で國政事務費が如何程の割合を占めてゐるかに存

市町村に於ける國政事務費

してゐる。而して國政事務費が我が地方費に占むる割合は、上述の中間報告及び筆者の研究により次の如き數字を示してゐる。

一 國政事務費が地方費に占むる割合は想像以上の大なるものである。國政事務費を廣義に解すれば地方費の五七・六%を占め、狹義に解するも二九・二%となつてゐる。中間報告の計算よりも數字が大となつてゐるが、これは電氣瓦斯水道自動車等の企業財政に關する經費を地方費より除いた爲めである。

二 更に一步を進め地方團體を道府縣と市と町村とに分ち、國政事務費が地方費に占むる割合を見る。國政事務費を廣義に解すれば道府縣に於て七三・八%、市に於て三七・七%、町村に於て六五・二%となり、狹義に解すれば道府縣に於て三二・八%、市に於て一七%、町村に於て四二・六%となる。

三 市について見るに六大都市と六大都市以外の都市とに於て國政事務費の占むる割合が異つてゐる。廣義の國政事務費に於ては六大都市が三〇・九%にして六大都市以外の六二・二%より遙かに少である。狹義

の國政事務費に至りては、六大都市一七%、六大都市以外一六・八%あつて大差ない。

以上の數字は凡て「地方費總額中より企業財政に屬する部分を除きたる殘餘」を以て國政事務費を除したものである。筆者は國政事務費の比率を算定する時には、少くとも此の種の控除計算だけでも行はねばならぬと信じてゐる。繁を煩はず計算の結果を大小の順序で示せば次の如くである。

廣義の國政事務費の比率 (I道府縣II町村III六大都市以外の都市IV六大都市)

狹義の國政事務費の比率 (I町村II道府縣III六大都市IV六大都市以外の都市)

「經費の地方分散と收入の中央集中」(centralization of revenues and decentralization of exp. outflows) は世界

各國の財政に共通した大勢なりとヘンゼル*が云つてゐるが、我が國に於ても此の趨勢の動かし難きを見る。我國家經費二十三億圓の大部分は國防費と公債費とにあてられ一般行政に用ひられる國費は僅か八億圓に過ぎず、一般行政費の少なからざる部分は地方費十八億圓で支辨せられてゐる有様である。かくて國政事務費

が地方財政の方面に食ひ入る勢は一層拍車をかけられる事となる。之と同時に交通機關の發達と經濟生活の複雑化とは地方の特殊利益なるものを縦横に變革し、地方税の存在理由は日に脅かされてゐる。かの國中に國を建つるが如き思想に立脚して地方財政獨立論を唱ふる如きは極めて不自然の事である。筆者は地方財政の獨立性を否定するものでないが、其の獨立の意味が日と共に變つてゐる事を指摘したのである。

地方團體の中でも國政事務費の割合の大なるものと小なるものがある。國政事務費の比率の大なる地方團體例へば道府縣町村が獨立財源を固守する事は日に困難を加へてゐる。道府縣町村よりは市の方が國政事務費の比率が少なるだけ獨立財源を保留し易いのである。獨立財源を保留し難くなつた事は即ち交付金主義が伸びて來た事を反證してゐる。

獨立財源主義と交付金主義との對立は我が地方財政に課せられたる重要問題である。この何れを採るか的關鍵の一つは國政事務費の比率如何に存してゐる。而して本研究は、其の比率が相當大なる數字に上つてゐる事を明かにしたものである。

* Paul Haensel; Local Finance (Encyclopaedia of Social Sciences, Vol. 9)